

投稿規程

令和元年 6 月 3 日

公益社団法人日本鋳造工学会
編集委員会

1. 総則

この規定は鋳造工学会が刊行する会誌（鋳造工学、以下本誌という）に投稿される原稿の取り扱いと執筆、掲載に関する諸事項に関して定める。

1. 1 投稿資格

本会会員（正会員、学生会員、外国会員、名誉会員及び維持会員の代表者）は、本誌に原稿を投稿することができる（以後、この原稿を**投稿原稿**という）。連名者がある場合は第1著者を含む半数以上が会員でなくてはならない。

なお、編集委員会からの依頼による原稿（例えば 特集号用に依頼した原稿など）（以後、この原稿を**依頼原稿**という）を投稿する場合は投稿資格を問わない。ただし、論文（研究論文、技術論文）は依頼であっても「投稿原稿」と同一条件とする。

（注）講演大会後の投稿勧誘による原稿並びに技術賞及び豊田賞の受賞による原稿、奨励金受給による原稿は「**投稿原稿**」として区分する。

1. 2 原稿の著作権

会誌に掲載された著作物（投稿原稿及び依頼原稿）の著者は、その著作権の行使を日本鋳造工学会に委託するものとする。

2. 原稿種別と原稿審査区分

原稿種別と原稿種類及びその審査は下記のようとする。

原稿種別	原稿種類	原稿審査	執筆要領
論文	研究論文、技術論文	2人査読 (査読委員+編集委員)	A
研究情報 1	研究速報、技術速報、レビュー	1人査読 (査読委員)	B-1
研究情報 2	技術報告、学位論文紹介、解説、講座		B-2
現場改善	現場技術改善事例	1人査読	B-3
読者コーナー	インタビュー、Q&A 読者投稿(寄稿)	編集委員校閲 + 編集委員会承認	C
シリーズ	シリーズ		
トピックス	随想、研究室紹介、工場紹介 トピックス、研究部会報告 支部だより、YFEだより	編集委員会承認	

投稿原稿の**基本掲載ページ数は原稿執筆要領(原稿の内容と必要な項目)に示す**。

掲載先：日本鋳造工学会ホームページ－投稿規定及び原稿執筆要領－に記載。

<参考>

原稿種類	原稿の概要
研究論文	鋳造工学及びその関連する分野の理論、実験、並びに技術などに関する基礎、基盤的な研究成果を報告する論文
技術論文	鋳造工学及びその関連する分野の生産技術、実験技術、応用技術などの工業的、技術的に有用な技術成果を報告した論文、あるいは技術データ・資料を調査・集約・体系化することにより新たに得られた技術的に有用な知見を報告した論文
研究速報	鋳造工学及びその関連する分野の研究や技術に関し速報としてまとめられた報告 ※再度、論文として再構成して投稿できる
技術速報	研究・開発・設計・生産の各段階で用いられて成果を挙げた実験技術、生産技術管理技術、設備導入、及びデータ・資料などを速報としてまとめた報告 ※再度、論文として再構成して投稿できる
技術報告	鋳造工学及びその関連する分野の研究・開発・設計・生産の各段階で用いられて成果を挙げた実験技術、生産技術、管理技術、設備導入、及びデータ・資料などをまとめたもの
レビュー	鋳造工学及びその関連する分野の研究論文や技術論文を取りまとめ紹介したもの、あるいはそこにまとめ者の見解を加えて紹介したもの
学位論文紹介	鋳造工学会の会員が取得した博士論文を紹介したもの ※再度、論文として再構成して投稿できる
解説	各種技術の内容や動向を平易に解説したもの
講座	学術及び技術の基礎的な事柄を専門家以外にも理解できるように教科書的に平易に記述したもの ※連載の形をとることもある
現場技術改善事例	鋳造現場での改善事例（サークル活動の成果も含む）などを紹介したもの
シリーズ	あるテーマを取り上げ、継続的に記事を掲載するもの

3. 投稿

本誌への投稿にあたっては、本規程及び鋳造工学会原稿執筆要領（以下執筆要領という）に従って原稿を作成する。

3. 1 原稿の送付（送信）

- (1) 原稿は鋳造工学会編集委員会（以下編集委員会という）の事務局に送付（送信）する。
投稿の際には著者チェックリスト（必要書類や留意事項）を使用、漏れや不備がないことを確認する。
- (2) 特に、原稿執筆要領の掲載ページ数（例えば、論文は参考文献を除く7ページ以内）を超えると無償投稿の対象にならないので、著者は必ず学会ホームページで原稿執筆要領の〈原稿の内容と必要な項目〉を確認、留意する。掲載ページ数の算出は編集委員会事務局にて行うので原稿送付（送信）後に掲載ページ数の算出結果を編集委員会事務局に確認する。原稿投稿時に規定掲載ページ数を超えることが推定される場合、事前に規定掲載ページ内に修正するか、有償投稿（6-1. 投稿料 参照）にするかを事務局と調整する。

<送付先>

〒108-0023

東京都港区芝浦 4-15-33(芝浦清水ビル 2 階)
公益社団法人 日本鋳造工学会 編集委員会事務局 宛
Tel : 03-6809-2303 Fax : 03-6809-2330
e-mail : jfs-henshu@jfs.or.jp

3. 2 原稿受付(原稿受付日)

- (1) 送付(送信)された原稿の掲載ページ数を編集委員会事務局で算出、原稿執筆要領の〈原稿の内容と必要な項目〉に記載されている掲載ページ数(例えば、論文は原則 6 ページ以内)以内であることを確認する。もし、原稿執筆要領を超える掲載ページ数になる場合には有償投稿(投稿料は 6-1. 投稿料 参照)になることを編集委員会事務局より著者に確認する。

(補足) 編集委員会(含む原稿査読者)からの原稿修正に伴い規定掲載ページを超える場合には無償とする。

- (2) 上記(1)の掲載ページ数の確認及びそれ以外の必要書類に不備がないことを編集委員会事務局にて確認、受領する。原稿を受領した日を”原稿受付日”とする。その旨を事務局から投稿者に通知する。

3. 3 投稿に関する留意事項

3. 3. 1 二重投稿の禁止

研究論文、技術論文、研究速報及び技術速報は他の学協会誌又は刊行物に未発表のものであり、かつ他の刊行物に投稿していないものに限る。

ただし、以下の項目について補足、再構成したものはこの限りではない。

- (1) 学協会・委員会等で発刊された報告書・資料、講習会・講演会・シンポジウム等のプロシーディングス、講演論文集、講演概要集に掲載されたもの。
- (2) 紀要、所「内」報、速報、学位論文類に掲載されたもの。

なお、この例外規定に該当する場合(他への掲載)は、参考として投稿時に添付する。

3. 3. 2. 共同刊行誌「Materials Transactions」誌への投稿

- (1) 「鋳造工学」掲載論文は発行日から 2 年以内であれば欧文で「Mater. Trans.」誌原稿として日本鋳造工学会に投稿できる。ただし、そのことを脚注に明記する。
- (2) 欧文で日本鋳造工学会に投稿し欧文査読を経て「Mater. Trans.」に掲載された論文は、発行日から 2 年以内であれば、「鋳造工学」に和文で投稿できる。ただし、そのことを脚注に明記する。

(注) * 「Mater. Trans.」に掲載後 2 年以内であっても、共同刊行の他学会の欧文査読を経た論文は著作権が他学会に委譲されているため、「鋳造工学」に投稿できない。

4. 審査

- (1) 論文は 2 名の査読者によって審査され、編集委員会で掲載の可否と掲載号を決める。なお、編集委員会は査読要領に沿って審査した結果に基づき、原稿修正を求めることができる。この場合、投稿者は修正依頼日から 1 か月以内に修正原稿を事務局に送付しなければならない。2 か月を過ぎて送付された原稿は新規受付扱いとする。
- (2) 研究情報 1, 研究情報 2, 現場改善は 1 名の査読者によって審査され、編集委員会で掲載の可否と掲載号を決める。なお、編集委員会は査読要領に沿って審査した結果に基づき、原稿修正を求めることができる。修正については上記(1)項と同様に対応する。
- (3) 上記 2 項以外の原稿は編集委員会の校閲を受け、掲載可否を決定する。編集委員会は査読要領に沿って審査した結果に基づき、原稿修正を求めるができる。修正については上記(1)項と同様に対応する。

5. 掲載決定原稿の取り扱い

5. 1 掲載決定（原稿受理日）

編集委員会で審査、掲載が決定した日を”**原稿受理日**”とする。掲載が決定した旨を事務局から投稿者に通知（掲載決定）する。

5. 2 掲載原稿のデータ作成、提出

査読最終後の原稿は、原則として下記の形式に沿って準備する。

- ・本文・・・MS word ファイル
 - ・図表・・・作成した形式のファイル (JPEG, PDF, PNG, PPT, EXCEL 等)
- なお、作成した電子原稿は速やかに編集委員会事務局に提出する。

5. 3 掲載原稿の確認

著者は会誌掲載前に初校原稿の著者校正を1回行う。この際、原則として印刷のミス以外の修正は認めない。

6. 投稿料、カラー掲載料、別刷り料

6. 1 投稿料（モノクロ原稿）

(1) 学会誌に掲載される原稿は**原稿執筆要領の〈原稿の内容と必要な項目〉に記載されている掲載ページ数**（例えば、論文は参考文献を除き原則7ページ）**以内の場合、投稿料を無償**とする。

(2) 掲載論文のPDFファイルは著者に無償送付(E-mail)する。-

(3) 原稿受付時に**原稿執筆要領の掲載ページ数を超える原稿（1ページ以上）の場合は超過投稿料を支払う**ものとする。超過投稿料は下表（論文の場合）とする。

但し、**編集委員会（含む原稿査読者）からの原稿修正に伴い規定掲載ページを超える場合にはこの限りではない**。

論文（モノクロ原稿） 規定掲載ページ超過投稿料（単位：円）

	8ページ原稿 (1ページ超過)	9ページ原稿 (2ページ超過)	10ページ原稿 (3ページ超過)	11ページ原稿 (4ページ超過)
投稿料	80,000	100,000	120,000	140,000

6. 2 カラー掲載料

(1) 論文において**読者の理解を促進するためにカラー掲載することが望ましい図**（下記に一例を示す）と編集委員会で協議、決定された原稿で、**原稿執筆要領の〈原稿の内容と必要な項目〉に記載されている掲載ページ数**（例えば、論文は原則6ページ以内）**以内の場合、カラー掲載料を無償**とする。なお、学会誌印刷の都合によりカラー掲載可能なページ数に制約があるため原稿受理日が早くても掲載が遅れることがある。

＜カラー掲載対象図の一例＞ ※編集委員会にて協議、決定する。

- ・コンピューターシミュレーション図
- ・EPMA カラーマッピング図
- ・金型温度分布図
- など

(2) 論文以外の会誌原稿は原則としてモノクロ印刷とする。

(3) 原稿受付時に**原稿執筆要領の掲載ページ数を超える原稿（1ページ以上）の場合はカラー掲載料を支払う**ものとする。超過カラー掲載料は下表（論文の場合）とする。

但し、**編集委員会（含む原稿査読者）からの原稿修正に伴い規定掲載ページを超える場合にはこの限りではない**。

論文 規定掲載ページ超過カラー掲載料（単位：円）

	8ページ原稿 (1ページ超過)	9ページ原稿 (2ページ超過)	10ページ原稿 (3ページ超過)	10ページ原稿 (4ページ超過)
--	--------------------	--------------------	---------------------	---------------------

カラー掲載料	20,000	30,000	40,000	50,000
--------	--------	--------	--------	--------

6. 3 別刷り料

(1) 投稿原稿の別刷り

別刷りを希望する場合には、原則、校正刷り確認時までに編集委員会事務局に連絡する。

料金は表1（モノクロ印刷）、表2（カラー印刷：論文のみ）とする。

(2) 依頼原稿の別刷り

別刷りを希望する場合には、原則、校正刷り確認時までに編集委員会事務局に連絡する。

料金は表1（モノクロ印刷）の1/2とする。

表1. 別刷り料 (モノクロ印刷)

(単位：円)

		3頁以内	4頁	5頁	6頁	7頁	8頁
別刷り部数	50部	10,000	11,500	13,000	14,500	16,000	17,500
	100部	14,500	17,350	20,200	23,050	25,900	28,750
	150部	18,500	22,550	26,600	30,650	34,700	38,750
	200部	22,000	27,100	32,200	37,300	42,400	47,500
	250部	25,000	31,000	37,000	43,000	49,000	55,000
	300部	27,500	34,250	41,000	47,750	54,500	61,250
	350部	29,500	36,850	44,200	51,550	58,900	66,250

表

表2. 別刷り料 (カラー印刷：論文のみ適用)

(単位：円)

		3頁以内	4頁	5頁	6頁	7頁	8頁
別刷り部数	50部	11,000	12,500	14,500	16,000	17,500	19,000
	100部	16,000	19,000	22,000	25,000	28,500	31,500
	150部	20,500	24,500	29,000	33,500	38,000	42,500
	200部	24,000	29,500	35,500	41,000	46,500	52,000
	250部	27,500	34,000	40,500	47,000	54,000	60,500
	300部	30,000	37,500	45,000	52,500	60,000	67,000
	350部	32,500	40,500	48,500	56,500	65,000	72,500

(補足) 別刷りは表紙つき。但し、2頁以内は表紙なし

なお、上記一覧表に表記されていないものについては編集委員会事務局に問い合わせる。